

20 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続を行ってください。手続は、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法はP.29をご参照ください。）

（例）①事業廃止した場合

②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合

③元請工事を行わない場合

④元請・下請の労働者を使つての工事を行わない場合

② 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

③ 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、 |
| | 11. 水処理設備 | ゴンドラリフト、リフト） |

④ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について

事業主の氏名（法人の名称）、事業主の住所（本店所在地）、事業の名称、所在地、事業の種類（業種）等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届（様式第2号）」を管轄の労働基準監督署に提出してください。なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事務所所在地の変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所（変更前と変更後）変更理由の記入をお願いします。（変更のない部分については記入不要です。）

所在地変更に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料（賃貸契約書写し等）を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。（詳しくはハローワークへお問い合わせください。）

「名称、所在地等変更届」については、ダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。